

令和 8 年 2 月 9 日

環境省所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令における旧姓併記について

環境省大臣官房会計課

政府では、旧姓（住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 30 条の 13 に規定する旧氏をいう。以下同じ。）の使用の更なる拡大に向けて取組を進めているところであり、下記のとおり通知する。

記

1 環境省所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令（平成 12 年總理府令第 140 号）の規定に基づく申請書における氏名の記載について、申請者は、旧姓の併記をすることができるものである。

2 旧姓を併記する場合は、旧姓を括弧書きするなどの方法により記載するものとする。

以上